

令和元年度 第7回豊能町教育委員会会議（10月定例会）会議録

日 時： 令和元年10月30日（水） 午後1時30分開会

場 所： 豊能町役場2階 大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育長職務代理者	宮崎 純光
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	教育次長	八木 一史
	教育総務課課長	入江 太志
	教育支援課課長	内野 慎也
	子ども育成課長	田家 充
	生涯学習課課長	中谷 匠
	教育総務課課長補佐	中谷 康彦

傍聴者： 5名

会議次第

○承認事項

- 第1号承認 専決処分事項の承認を求める件について
(豊能町立保育所規則改正)
- 第2号承認 専決処分事項の承認を求める件について
(豊能町立幼稚園の給食費等の徴収に関する規則改正)
- 第3号承認 専決処分事項の承認を求める件について
(豊能町子ども・子育て支援法施行細則改正)
- 第4号承認 専決処分事項の承認を求める件について
(豊能町子育てのための施設等利用給付の認定の基準を定める規則制定)

○その他

平成31年度 全国学力・学習状況調査結果について

開会 午後1時30分開会

(議 長)

それでは、会議を始めます。川村委員からご家庭のご事情で欠席する旨の連絡がございました。

ただいまの出席人員は5名であります。過半数に達していますので、これより令和元年度第7回豊能町教育委員会会議（10月定例会）を開催させていただきます。なお会議録署名員には宮崎職務代理にお願いします。

本日は承認事項4件を議題させていただいております。第1号承認から第4号承認まで、いずれも「専決処分事項の承認を求める件について」でございます。内容は前回の教育委員会会議でご説明しました「幼児教育・保育の無償化に関する規則改正・新規制定について」になります。すべて関連した内容でございますので第1号承認から第4号承認まで一括して事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

ただいま教育長から説明がありましたが、前回の教育委員会会議（9月25日）では、10月からの保育所、幼稚園、認定こども園などに通っている3歳から5歳児の保育料無償化の規則改正につきまして規則条文の整理がまだ出来ておらず、概要のみ説明させていただいたところです。前回の会議では専決後、次回の教育委員会会議で承認をいただきたいとお願いし、了承をいただいたところでございます。規則改正、制定が出来ておりますので承認事項第1号から第4号として進めさせていただきます。

それでは第1号承認から第4号承認まで、まとめてご説明させていただきます。

まず第1号承認「豊能町立保育所規則の一部改正」ですが、資料が第1号承認から第4号承認までございまして、それぞれの一番後ろに新旧対照表を付けています。第4号承認は新規制定ですので新旧対照表はございません。新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきますと思います。

まず、第1号承認「豊能町立保育所規則の一部改正」につきましては、改正前で第11条の「主食の提供を受ける3歳児以上の児童については、主食費として1人当たり月額500円を徴収する。」という部分が、「主食」を「給食」に改め、給食費といたしまして3歳児以上が児童1人当たり月額5,000円（これは主食費が500円と副食費が4,500円に分かれております）を徴収するに改めています。

そして第11条第3項におきまして、第1項の副食費について、次の各号にいずれかに該当する場合は免除するという項目を掲げております。

まず、第1号として、市町村民税所得割額が57,700円の世帯。そして第2項として、子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者及び同一世帯に係る市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯。それから第3号として第3子目以降の児童というように追記をしています。

第2号の特定教育・保育給付認定保護者の部分ですが、これは子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に掲げており、例えばひとり親家庭であるとか、障害者手帳・療育手帳を受けた方がおられる世帯という意味です。

このような世帯につきましては、市町村民税が所得割77,101円未満の場合は副食費を免除する。第1項から第3項は、すべて副食費は0円になるという部分を追記しております。従いまして、主食費の500円は、全員の方から頂くことになり、57,700円以上の市町村民税所得割額がかかっておられる方は基本的には主食費と副食と合わせて5,000円の

負担というようになります。

続きまして、第2号承認「豊能町立幼稚園の給食費等の徴収に関する規則の一部改正」ですが、これも新旧対照表をご覧ください。

現在、豊能町立ふたば園につきましては月額3,000円、ひかり幼稚園につきましては、月額2,700円を給食費として保護者の方にお支払いいただいておりますが、これも同様に主食費と副食費に分ける必要がございます。ふたば園の場合は主食費を400円、副食費を2,600円。ひかり幼稚園は、主食費が320円と副食費が2,380円です。ふたば園とひかり幼稚園の給食費の違いは週一日だけお弁当の日がありますので、ひかり幼稚園とふたば園では給食費の差がございます。

この部分につきましては、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯及び第3子目以降の児童については、副食費が0円とするということで、先ほどの保育所と同様です。また第3子目以降の児童がおられる場合も同様に、給食費のうちの副食費、ふたば園でしたら副食費2,600円、ひかり幼稚園でしたら2,380円ですので、その部分が免除されるというように改正をしております。

続きまして、第3号承認「豊能町子ども・子育て支援法施行細則の改正の件」につきまして、こちらも新旧対照表をご覧ください。第3号承認ですが、この「子ども・子育て支援法施行細則」は、もともと教育・保育給付認定、いわゆる幼稚園・保育所に入園入所するための認定を行うときの申請用紙とか、認定許可書等の様式を定めている細則となっております。基本的に様式は変わりませんが、施設等利用給付認定の申請の様式を第8条から第11条まで追記しています。

これにつきましては、施設等利用給付認定の申請、いわゆる幼稚園での預かり保育、一般的には午後2時から5時の預かり保育の部分につきまして、その預かり保育も保育料とともに無償化の対象になるというのが今回の改正部分です。これに係る申請書、あるいは変更申請書、許可書等の様式を定めているのが、この8条から11条にかけての部分です。

続きまして、第4号承認「豊能町子育てのための施設等利用給付の認定の基準を定める規則」。これは新たに制定する部分ですが、本文をご覧ください。この規則は基本的に施設等利用給付、いわゆる預かり保育を無償とするための認定する条件、基準を定めています。第2条には施設等利用給付認定基準があり、「施設等利用給付認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、町立幼稚園及び町立認定子ども園については第6号及び11号を除く。」という部分がありまして、第1号からいきますと、1月で64時間以上就労をされておられるとか、妊娠中であるか又は出産後間がないこと。第3号として、疾病にかかり若しくは負傷し又は精神的若しくは身体に障害を有していること等を書いておりまして、これが第12号までございます。この基準を定めることによりまして、施設等利用給付認定の認定事務を行うものです。

以上の4点が承認していただく事項の説明となります。

(議長)

ご質問あるいはご意見等ありましたらお出しただけたらと思います。

＝質疑無し＝

それでは質疑を集結いたします。

いま説明のありました第1号承認から第4号承認の「専決処分事項の承認を求める件について」、ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方の挙手を求めます。

＝全員挙手＝

ありがとうございました。第1号承認から第4号承認すべて承認されました。これに関連しまして、次第には記載しておりませんが、町規則で「豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則」が施行されておりますので、事務局より説明いたします。

(事務局)

参考資料といたしまして町の規則、先ほど教育長が申しました「豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則」、これは10月からすでに施行されていますが、前回の教育委員会会議で若干ご説明させていただきましたが、実際の幼稚園・保育所の保育料の基準となっている部分です。これも新旧対照表をつけており、そちらをご覧ください。新旧対照表は全部で10頁ありますが3頁をご覧ください。別表第1（第3条関係）ですが、この右の改正前の部分、この表は幼稚園の利用者負担額、保育料の表で、第1階層から第5階層までございます。例えば、利用者負担額としまして、第1階層は生活保護の家庭でもともと0円。第2階層が非課税世帯で1,800円。あとは第3、第4、第5階層がそれぞれ市町村民税所得割額の範囲に基づいて9,600円、12,300円、15,400円という5段階の利用者負担額でしたものを左の改正後として「(削る。)」としています。すべての3歳から5歳、幼稚園の子ども全員が該当しますので、この表自体を削除するという手続きを取っています。

続きまして、5頁の1番下左で別表3（第3条関係）が7頁まで続いています。右が改正前、左が改正後になっています。少し見にくいですが、5頁の1番下の利用者負担額の区分が3歳児未満、3歳以上児に分けており、次の頁以降、左の改正後の右部分3歳以上児の標準時間と保育短時間、この部分の第1階層から第8階層までの金額がすべて0円となっております。

3歳児未満は、無償化の対象外ですので金額は残ったままの表に改正しております。主だった点は以上です。

(議長)

参考資料としてお配りしております「豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部改正する規則」につきまして、すでに施行されております内容でございますが、補足説明をしてもらいました。ご質問・ご意見等はありませんか。

＝質疑無し＝

それでは、以上で「豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては終わらせていただきます。

続きまして、その他の項目に入らせていただきます。

「平成31年度 全国学力・学習状況調査結果について」、教育支援課よりご報告いただきます。

(事務局)

資料「平成31年度全国学力・学習状況調査結果(案)」をご覧ください。

1頁目から10頁目まで簡単に概要をご説明させていただきます。昨年度と比較しまして、変わってきた点や現状と今後の取組についてお話をさせていただこうと思います。

まず1頁目、真ん中あたりに全体の概要を書かせていただいております。

「小学校の算数は全国の平均率を上回りましたが、国語は全国平均を下回りました。中学校は初実施の英語をはじめ、国語、数学でも全国平均を上回りました。」ということで、全教科、中学校は全国平均を上回っているという結果になりました。

小学校の国語については、この数年ずっと課題ということでお話をしてきたのですが、今年も課題という点は、この結果からも表れているかと思えます。

2頁目をご覧ください。ここからは各教科について小学校と中学校に分けてそれぞれ子どもたちの正答率の高かったものと正答率の低かったものをまとめ、単純に点数が良かったとか悪かったというだけではなく、子どもたちがどういうところが得意なのか、どういうところが少し課題があるのかということが分かりやすいような表を作成しております。

まず、小学校の国語は先ほど申したように正答率が60%程度で、すべての領域で平均正答率が全国より低いということで、さらなる授業改善を進めていきたいと思っております。

以下、小学校の算数、中学校の国語、中学校の数学、中学校の英語と。

英語は「話すこと調査」が初めて実施されましたが、それも含めて全国平均を上回る結果になっております。

正答率の良かったものと正答率の悪かったもの、それぞれを比べることで子どもたちの得意分野、苦手な分野が分かるようにしてあります。いつも小中学校とも無解答率に注目しております。答えないでそのままにしている問題がどれぐらいの率であったかを注目しているのですが、小学校は昨年に引き続き無解答率が大変低かったのですが、今回、中学校で若干、無解答率が上がっています。それは昨年度まではA問題とB問題というのがそれぞれ分かれていた問題になっていたのですが、今年から合わさった問題になっており、子どもたちが問題を解く際に、どういう解き方をすれば良かったかというところで、混乱があったのではないかと分析しております。来年度以降は、今年を踏まえて準備を進めていければ、無解答率が少し減ってくるかと思っております。

5頁目をご覧ください。5頁目からは今、少しずつお話をしていますが、成果と課題ということで、子どもたちの姿勢と質問紙等も含めて分析しております。

今年度も成果と課題としましては、小学校6年生の時に今の中学校3年生の子どもたちが全国学力調査を受けていますが、そのときと比較してどれぐらい上がっているのかを今年も調査させていただきました。例年どおり小学校6年生の時から中学校3年生まで、学力が国語も算数・数学も上がっている結果が見られました。子どもたちが小学校から中学校に上がって学力をしっかりと定着させてきている結果が、ここからも分かるかと思えます。ここで、どのようなところに成果が出てきているかを分析したところ、中学校の習熟度別学習が功を奏しているのではないかということが分かってきました。特に、算数、数学での習熟度別学

習、英語の習熟度別学習で、きめ細やかな中学校の先生方の指導が一人ひとりの子どもたちの困り感に届いているのではないかという分析結果がありますので、そのあたりを小学校でも生かして小学校でも習熟度別学習の質を上げていきたいと思っています。

6頁ですが、子どもたちが学習に対する関心、意欲、時間のことをアンケート方式で答えているのですが、今年全体を見て気になったところは、学習に対して計画を立てて学ぼうとするポイントが上がっているのですが、計画は立てているけれども学習をする時間が短いという結果が、全体的に小学校も中学校も見えてきました。これまでも子どもたちが自分で見通しを立てて、計画を立ててという点はしっかり学校でも指導しているのですが、あとは学習時間のところで、家庭での学習時間、合間の学習時間に課題があると思っております。今後、家庭での学習時間を含めて「家庭学習の手引き」というようなものも町で作成してご家庭に示していく必要があるのかと思っています。

7頁をご覧ください。授業等の教育活動ですが、この間、新学習指導要領に併せまして、「主体的、対話的で深い学び」を小学校も中学校も展開していますが、その授業が中学校では先生方も子どもたちもそういう授業が進んできている実感を持っているという結果が出てきましたが、小学校は、先生方はそういう授業を展開しているという実感はあるのですが、子どもたちがまだまだそういう授業を受けているという実感が少ないという結果が出てまいりました。小学校での「主体的、対話的で深い学び」の授業改善というもののさらなる改善が必要かと思っています。

7頁下に規範意識、生活習慣について、いつも本町の場合、「学校の決まりを守っていますか」、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思っていますか」という問いのポイントが低いのですが、毎年お話をさせていただいていますが、自分に厳しいジャッジ(判断)をしているのではないかという部分と、「決まり」でもどういふ部分の決まりなのかという明確化が子どもたちに必要なのではないかと。「この決まりが学校の決まりなのだよ」とか、「こういうことが、みんなが集団で生活していくには必要なことで、それをルールとか決まりと言っているのだよ」というような意識付けも必要になってきているのかと思っています。

8頁ですが、「自分には良いところがありますか」という問いについても、毎年全国平均に比べて豊能町は低いところがございます。このあたりについては来年度以降、各学校でいま取り組みをさせていただいていますが、やはり子どもたちが誰かの役に立つ、立ってあげるとか、こんなことしてもらって嬉しい、みたいな活動がさらに進んでいくと、自分という存在を自分で認められる、そのようなことが進んでいくのではないかと考えておりますので、そのあたりは学校とも共有していきたいと考えております。

9頁をご覧ください。先ほど「主体的で対話的で深い学び」というものが少しずつ進んできているのだけれども、子どもたちの実感がまだ小学校で乏しいのではないかというお話をしましたが、特に「深い学び」というところが大変難しいです。「深い学び」というのをいかに先生たちと共有して進めていくかというときに、来年に向けては子どもたちが下の学年で色々習ってきたことを知識としては持っているのだけれども、その知識と知識をつないでいく作業が自分自身でできる子となかなかできない子がいるということで、そのあたりを授業の中で今日習ったことみたいなことで、子どもたちが視覚的に、または相談をしながら子どもたち同士でそれをつなげたり、そのつながりから分かったことを自分たちで発見したりというような活動がさらに今後必要になってくるのかと考えております。「深い学び」というイメージを先生方と知識と知識をつなげて、そこからまた新しい知識を生み出したり、自分

が学び取ったことを次に生かそうとしたりというような活動を「深い学び」というのだよというようなことで、子どもたちと先生方とで共有してもらって、さらにここを進めていけたらと考えています。

最後10頁に「豊能町学力向上プラン（3年次）の基本方針を推進していきます。」ということで、今年学力向上プランの3年目を迎えました。先ほどからお話をしているように授業改善がずいぶん進んできたと思うのですが、まだまだ道半ばかと思っております。

来年に向けましては、教育長からお話を何度かしていただいておりますが、豊能町のグランドデザインを作らせていただき、その中で学力向上もしっかり、新たな推進をしていけたらと考えています。教育委員様からもご意見いただきまして、先ほどからお話をしている成果と課題のあたりと併せて取組を進めてまいりたいと思っております。

報告は以上です。

（議長）

4月に実施されました全国学力・学習状況調査、平成19年度から全国で実施されているものでございます。対象は小学6年生と中学3年生で実施をし、その結果が返ってまいりましたので、その内容等につきまして、学校、事務局で分析をしたものの概要を説明していただきました。委員よりご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

（委員）

2頁の小学校の国語の領域別平均正答率という棒グラフがあるのですが、その一番右のこの領域、ここが一番低いように思うのですが、これはどんな分野になるのでしょうか。

（事務局）

「伝国」と書いてあるところですね。この領域は、左側から順番に「話すこと、聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」、「伝える力」を「伝国」と書いてあります。具体的にどういふ問題かという授業指導改善に向けて、先ほど言った「伝える力」とか「伝統的な言語活動」みたいなところ等がここに含まれてきますが、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」というので同音異義語に注意して漢字を文の中で正しく使う指導の工夫が必要だと書かせていただいております。同音異義語については正答率下位2問のところにも書かせていただいておりますが、「タイショウ」という言葉が今年出ていました。「調査のタイショウ」という「タイショウ」は、「対象（ついにぞう）」と書きますが、それが正解ですが、子どもたちのほとんどが「対照（ついにてらす）」と書くのです。なぜこのような解答が多かったのかと小学校の先生たちに分析をしてもらいました。「象」と「照」が書いてある文章を教科書でこれまで出てきているかどうかを全部調べてもらいました。「照」の方がたくさん出てくるのです。先生たちも意識して「対象」とパッと黒板に書くときに「象」と書くことがあったかどうかみたいなことも一回振り返りをしてもらったのですが、あんまり書いてないなど。子どもたちが自分で作文をするときにも「対象」って難しいので、ひらがなで書いたり「対」は書くのですが「象」はひらがなで書いたりとか、その辺をチェックしたかと訊いたら、あまりチェックしてないこととか、子どもたちが単純に目にする・目にしないということもそうなのですが、意識して「対象」という言葉の漢字を意識して教えていたかということ、そうではないなど。

ただ、中学校の先生にも訊いてみました。中学校の先生はこの「象」と書く方が多いと言います。逆に、子どもたちが間違えるらしいです。本当は「照」と書かせたいのですけれど、それを「象」と書いてしまっていると。それはどこで逆転するのだろうと、そんな話をしています。結局正解は見つからなかったのですけれど。でも、子どもたちが意味理解をして文章を書くときに意識して書かせる必要はどちらにしてもあるのだろうという話をしています。この「タイショウ」だけにかかわらず、同じ音なのだけでも漢字がいくつもあるというようところが非常に間違いが多い、引っかかっているところがございます。

(委員)

いまの同音異義語のところ、漢字学習の時に孫の宿題をやっているのを見ている、あまり意味を考えずに音のイメージだけで漢字を当てはめていることが多くて、漢字学習の時にもう少し丁寧に漢字の持っている元々の意味みたいなところをしっかりと押さえる必要があるのではと思って、漢検の問題をやっているのを見てもこの同音異義語のところはとても苦手です。大人のように意味と漢字が一緒になって出てこないというか、これは語彙力が少ないということもあるのだと思うのですが、色々なことにつながっているのかと思って聞いてみました。

私が訊きたいのは二つなのですが、「学習時間が短い」というところの原因は何なのかということ。「家庭の学習時間」というのは塾に行っている時間も含まれていますね。周りの子を見ている、学習塾に行っている子も多いにもかかわらず、学習時間が短いというのは全くやっていないのと一緒だなと感じてしまっていて、家では全然せずに、やっているのは塾に行っているときだけみたいな感じが多いのかと気がかりです。その原因が何なのかというのが気になっています。もし感じておられることがあれば教えていただきたいのが一点。

それともう一つ、7頁のところ「学校の決まり」とか「いじめ」のことについて、いつも低い数字が出るということで、「決まり」の明確化みたいなものが要というお話だったので、これは豊能町の学校が小規模校化すればするほど、この明確化は結構難しいところがあるというか、学校の中で許されてしまう。そういうことの繰り返しの中で自分に甘い現実があるように感じているところがあります。このあたり（決まりの明確化）、具体的にどんなイメージを持っておられるのかをお聞きしたいです。

(事務局)

まず一つ目の学習時間が短いというところですが、先生方に訊いてみたところ、宿題は出しています、子どもによっては塾にも行っているというような状況で、なぜこれが短いのか正直分からないということです。

ただ、宿題を「やっつけ仕事」と先生方からよく言われるのですけれども、あまり時間をかけてやろうということではなく、できるだけ短く、早く、効率良くやり終えてしまうことを考えるので、宿題が大体何が出ているというのが分かるので、授業の終わりとかに例えば、「先生、今日の宿題やっていい？」っていう子が居たりするのです。そうすると「いいよ」ということになると家でやる量がどんどん減っていくというようなことも背景にはあるのかと思うのですが、これは塾も含めてなので、おそらく子どもさんによってはすごくやっている。

実は、これも二極化しています。「全然やっていない」と答えるお子さんと「やっている」お子さんで大きく差があるという状況になっています。平均をすると、こういう結果になっ

ていると思っています。今の現状です。

「決まりといじめ」のところですが、「決まり」の明確化というところは、ずっと本町の課題でもあります。一番最後に学力向上プランを載せていますが、1つ目の「授業力の向上」に始まって4つ目の「学習習慣・学習規律の育成」というのをこの3年間ずっと謳ってまいりました。その中でも、特に小学校で学習習慣とか学習規律の育成がいま現在必要ではないかということで、各学校ともそれぞれのルールを作ってやっているのですが、なかなかそれが定着しないという実態があります。今年それを小学校・中学校で同じものをまとめて作れないかということで、いま保幼小中一貫教育推進の先生方と相談をしまして、「決まり」については「みんなで一緒に学ぶときにあったらいい決まり」を作ろうとしています。幼稚園・保育所については、「みんなで一緒に活動をするときに、あったら良いなと思うルール=決まり」を作ろうと。いま先生方が、「子どもだったらこういうように考えるかな」とか、子どもにも聞いてみて、「こういうルールがあったらみんなで一緒に勉強するときにあったら良いよね」というようなことを聞き出してもらって、それをルールにしようと考えています。それは単純に「規律」というと、何か上から与えられたもののように感じますが、そうではなくて、自分たちが一緒にみんなで学ぶ際に、「話はしっかり聞いて欲しい」、そして「その話をしている子に対してしっかり聞きたい」、「一緒に学ぶ上でお互いの意見を聞き合って、それを更に高めていきたい」という子どもたちを育てたいということをイメージしながら、おそらく子どもたちもそれが気持ち良いだろうと、心地良いだろうということもありまして、それを「決まり」として作って、今後、子どもたちにこの決まりを守ると、やっぱり「自分たちも勉強しやすいよね」とか、「進んで自分たちで守らなきゃね」という子どもたちに育つといいなということを念頭に置きながら、そういうものを「決まり」にしたいと進めているところです。以上です。

(議長)

私からもお話しさせていただきます。6月のPTA総会に出席をさせていただいたときに、役員みなさんがお集まりの中で、「お子さんはどのぐらい家で勉強されていますか」と訪ねますと、「いやあ、あんまり家では勉強をしてない」、ほとんど手が挙がりませんでした。それで、「いや、そんなご謙遜を」とか言っていたのですが、子どもたちはどうも塾へ行ったらそれで、あるいは宿題が終わったらそれで「勉強した」というように捉えている節があるのです。それで、ある中学校でアンケートを採りますと、やはりスマホやテレビ、それからゲーム、これらの時間が長いということですので、そういうことをきちっと「約束事」として、家庭と学校とが連携を取りながら、自分で課題を見つけて、それで学習をして。それも学年プラス20分ぐらいが適当ではないかと思っています。1年生では30分、2年生では40分というように。それで、その日習ったことを家に帰って、自分でその中から勉強をもう一度やる、学習をする、そういうことを3年生以上については徐々に身につけていく必要があるのではないかと。そういうことを含めまして、いま支援課長からありましたように、「家庭での学習の手引き」というものを一定作ってお示しをしながら、学校と家庭が学習習慣を子どもたちに身につけていくことが大事ではないかと思っております。そのことは内部でも話をしているのですが、ランドデザインの中でも、そういう習慣をきちっと身につけて、“人生100年時代”を迎えるにあたりまして、大人になってからも自分で色々な方法を使って調べられる、勉強できる、学習できるという習慣を付けておくことが大事ではな

いかなと思うところでございます。

(委員)

「対話的な学び」ということで、ご説明をいただいたのですが、先日、学校訪問のときに子どもが先生になって授業をされていたという場面がありました。あのようなことがそういう意味合いなののでしょうか。教えていただければと思います。

(事務局)

「対話的な学び」には、まずは「子どもたちが教材と自分が対話をする」という意味も含まれているのかと思っています。あとは、実際に子ども同士をペアで話をしたり、グループで話をしたり、学級全体で話をしたりという、その対話の広がりも含まれていると思いますし、教師と子どもの対話もそうですし、子どもたちが自分で対話をした後に“自分自身と対話をする”ということも含まれているのかなと思います。それ全てがいつもできる訳ではないのですが、そういうことをイメージして授業づくりをしていくことで、子どもたちが学んだことがきちっと定着していくことに繋がっていく「学び」だと理解しています。

(議長)

先日、皆さんに学校訪問をしていただいて、子どもたちの授業を受けている様子を見ていただきましたけれども、いま課長からありましたように、一つは先生方の教え方、これは「授業のスタンダード化」と言って、初めの動機付け・導入のところから展開、まとめ、振り返りというようなところ。一時間の流れがきちっとできているかというのは、その学年の発達段階によりますが、自分で考える課題について、それを2人で考える、あるいは3人で、グループで考える。そうして行くうちに自分の考えがどんどんと変わってくる。徐々にその考えていたことが一つに固まってくると。そういうような活動を一時間の内にどこかで、「展開」の部分で入れていこうというのが、いまの新しい学習指導要領でお示しされているところかと思います。アクティブラーニングというような呼び方もしておりますが、「対話的な深い学び」という表現で載せています。そのようなことが毎時間できるのかというのは難しいですが、そういうことに取り組んで、それぞれが工夫をした授業を展開して欲しいと思うところです。

(委員)

同じその授業づくりにかかる項目のところ、「中学校がアップしているけれども小学校はそうではない」ということで、この前から学校訪問させていただいて、先生方はいろいろ授業のスタイルを工夫してくださっているというのを実感しています。それ以外に、先ほど支援課長が言われていた習熟度別というのが中学校では効果があって、子どもたちもそれを「主体的な学び」だと感じているのではないかということでしたが、いま現在、小学校ではそういう習熟度別授業を展開されているというような実態はどれぐらいあるのでしょうか。

(事務局)

小学校でも習熟度別学習は進めております。特に算数で進めています。これは大阪府の政策もありまして、国語と算数で習熟度を進めていく学校に加配をつるということでスタート

をしたのですが、主に算数で効果があることもありまして、本町は算数で習熟度を進めているところです。

(委員)

小学校でも実施されているということなので、そのあたり小学生が子ども主体の受け止め方が伝わって来てないというように感じています。

そういうことも含めて、先ほどの「学習時間が短い」ということや、以前に申し上げたのですが、学び舎の希望者がとても多くて、結局行っている子はやる気のある、そこそ学力のある子たちが行っているというような実態があるかと私は見えています。自分で勉強するのがしんどい子たちが、なかなか拾えていない。「二極化」とも言われているのですけれども、習熟度とか、学び舎とか、色々していただいているのですが、やっぱり自分の力でなかなか前に進めない子たちに対して、本当にどうやって動かしていこうかというあたりがすごく難しいと思っています。「手引き」を作っていただいたとしたときに、多分しんどい子はそれを自分で読んで自分でできないと思うのです。となると保護者を巻き込んでいくのか、地域を巻き込んでいくのかという、システム的に進めていくことも考えていかないと。もしかしたら「学習時間が短い」というのは、そのしんどい子たちが、大半かも知れないです。

それと先ほどの「伝国」です。私自身の経験から「タイショウ」とか、「ホショウ」とか、そういうのは夏休みの宿題のテキストとかでよく勉強をしていたなと思います。また国語の小テストで毎回やっていたなと。本来の国語の授業とは別にそういう取り組みで身につけてきたものと思っていて、もちろん授業とかでも漢字の意味とかを考えながらしていただければいいと思うのですが、朝読の時間にそういう小テストを入れるとかもあってもいいかと思っています。

ということで、そのしんどい子たちに対しての、もう少し具体的に踏み込んだ取り組みが必要と思っています。

(事務局)

子どもの実態に合わせた、一人ひとりの子どもたちに合わせた目標設定であったり、指導であったりというのが、今後より一層必要になってくるのかと、委員のお話を聴いていました。

いま小学校では「目標設定の変更」というものを意識して取り組んでいる学校があります。簡単に言いますと、例えば宿題を「5問やってきましょう」という子と、「3問やってきましょう」という子、「1問やってきましょう」という子がいます。それは、単純に1問の宿題を出された子が“できる”、“できない”はあるかも知れませんが、その子が最大限にその時間内にできるものを、その子に与える。それができたら次にステップアップをしていくと。最終目標は変えないのですが、そのお子さんが「いまいる地点からスタートする」ということを意識してすることで、子どもたちが、最初からできないと放ってしまわないように、子どもたちに合わせたスモールステップを踏んで、最終目標が全員が10問であれば、10問に持って行くというようなことが、今後色々な場面で必要になってくるのかと思っています。また進めていきたいと思っています。以上です。

(議 長)

大きな課題だと思います。やはり「一人ひとりを丁寧に見ていく」、「支援していく」ということは、これから絶対に大事になって来ると思いますので。次年度に向けて事務局でも、いま検討しているのは、小学校に入る1年生から中学校3年生まで、「年間どのぐらいのことが身についたか」、あるいは「どこに課題があるか」ということを、それぞれの教科で簡単なテストをする。これは学力だけでなく、体力や生活調査等のことにつきましても、総合的に見て、丁寧に子どもたちも「自分がどこで躓いているか」ということ、そして保護者や学校がそのことを把握して、それを9年間積み上げ行くことが必要ではないかなというところで、そういう導入ができないかと校長会にもいまお諮りをしているところです。子どもたちにテスト、テストで負担になってはなりませんので、そのところは十分気を付けながら進めていく必要があるのではないかと考えています。

(委 員)

自尊意識・挑戦心及び社会に対する関心のところの「自分には良いところがあると思いませんか」という問いに、ずっと豊能町は全国に対して低いという現象に関して、自分(子どもたち自身)が「できた・すごい」って思う以外に、「すごいね」とか、「大好きだ」とか、「ありがとう」とかいう、周りからの言葉のシャワーというのが一つ方法としてあると思うのです。そのあたりは、もちろん学校の先生から、友達からもあります。家庭からも「褒める言葉のシャワーをかけましょう」というアピールをして、豊能町の子どもたちに自尊心をつけていくようなことができたらと思いました。

(事務局)

まずは、その学校がやっていることを地域の方々にしっかり分かっていただく。そして一緒になって、家でも学校と同じように指導したり、声かけをしていただくことが大事です。昨年「家庭との連携シート」というものを作り、お示ししているところです。

いま現在も保護者や地域の方々に学校へ入っていただき、学習支援をしているところもあります。委員がおっしゃるように、今後それを更に地域の方々や保護者の方々から子どもたちにお声かけをいただく、励ましていただくという機会をどんどん増やしていきたいというようなこともありまして、「コミュニティスクール＝地域とともにある学校づくり」をそこでも意識して取り組めていけたらと考えています。それには地域の方々、保護者の方々のご協力がないと成り立たないのですけれども、教育委員様からお声かけをいただいて、そのような地域・学校を作ってまいりたいと思っております。

(委 員)

保護者と地域の協力、そのあたりも主体的に思っていたかかないと、中々しんどいとは思っています。

(議 長)

それぞれの委員様からたくさんご意見等をいただき、ありがとうございました。そのようなことを踏まえ、色々な施策にも反映させていきたいと思っております。ありがとうございました。

(議 長)

続きまして、前回会議以降の各課の報告に移ります。

(事務局)

- ・令和2年度当初予算編成について
- ・11/20 先進地（開晴小中学校）視察について
- ・12月定例議会予定

教育総務課

- ・10/18 中学校給食試食会（保護者）報告
- ・10/25 東能勢小学校給食試食会報告他
- ・10/28 市町村教育委員会研修会報告

教育支援課

- ・2020年度豊能地区公立学校教員採用選考テスト最終選考結果について
- ・11/1 研究開発学校発表会について
- ・11/8 学校支援（コミュニティスクール）研修会について
- ・とよの風（11/1号）発行

子ども育成課

- ・10/5 ふたば園運動会、10/13 ひかり幼稚園運動会報告
- ・10/19 育児の日活動の報告

生涯学習課

- ・図書館活動の冊子発行
- ・事業予定について

(議 長)

ご質問等はいかがでしょうか。

=質問無し=

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。次回、11月豊能町教育委員会会議につきましては、11月21日（木）午後1時30分より開催させていただきます。

これをもちまして、令和元年度第7回豊能町教育委員会会議（10月定例会）を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時52分